

～優良な電子帳簿の要件チェックシート～

※法8条第4項の優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置の適用を受けようとする場合には以下の（１）～（６）の全てにチェックが付される必要があります。

(前提)	☐ 課税期間の初日から、電子帳簿により備え付けている。 ☐ 最初の記録段階から一貫して電磁的記録（明細データ）により作成・保存している。 ☐ 青色申告者が保存すべき全ての帳簿（買掛帳や売掛帳等を含む）について、次の要件を満たして作成・保存している。
(1) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置（規則第2条第2項第1号関係） 次の区分に応じて、①～④の書類を備え付ける。※電子計算機処理を他の者に委託する場合は③を除く。 ☐ 自己が開発したプログラムを使用する場合（委託開発したプログラムを含む）…①、②、③、④ ☐ 上記以外のプログラム（市販のプログラム）を使用する場合……………③、④ ① システムの概要を記載した書類 ② システムの開発に際して作成した書類 ③ システムの操作説明書 ④ 電子計算機処理に関する事務手続を明らかにした書類（電子計算機処理を他の者に委託する場合にはその委託に係る契約書等）並びに電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類	
(2) ディスプレイ及びプリンタの備付け並びに出力に関する措置（規則第2条第2項第2号関係） ☐ 電磁的記録の備付け及び保存をする場所に出力のための電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付けて、電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で出力することができる。 ☐ 上記以外の方法による。 	
(3) 訂正又は削除の事実及び内容の確認に関する措置（規則第5条第5項第1号イ(1)関係） ☐ データを直接に訂正し又は削除することができるが、その事実及び内容が自動的に記録されるシステムを使用する。 ☐ データを直接に訂正し又は削除することができないシステムを使用し、訂正又は削除は、いわゆる反対仕訳（当初データの特定に必要な情報を付加）を入力することにより行う。 ☐ 上記以外の方法による。 ※ 該当する場合のみ記載してください。 ☐ ただし、入力日から〔 〕日間に限っては、訂正又は削除の事実及び内容を残さない（内部規程等でこの旨を定める）。	
(4) 追加入力した事実の確認に関する措置（規則第5条第5項第1号イ(2)関係） ☐ 入力データに入力年月日の情報を自動的に付加する（付加した情報を訂正し又は削除することができない）システムを使用する。 ☐ 入力データに個々のデータを特定することができる情報〔 ☐ 一連番号、 ☐ 伝票番号、 ☐ その他（ ）〕を自動的に付加する（付加した情報を訂正し又は削除することができない）システムを使用する。 ☐ 上記以外の方法による。 	
(5) 国税関係帳簿間の記録事項の関連性の確認に関する措置（規則第5条第5項第1号ロ関係） ☐ 〔 ☐ 一連番号、 ☐ 伝票番号、 ☐ その他（ ）〕により国税関係帳簿間の関連性を確認することができる。 ☐ 上記以外の方法による。 	
(6) 検索機能の確保の要件（規則第5条第5項第1号ハ関係） ☐ ①取引年月日、取引金額及び取引先を検索の条件として設定することができる。 ☐ ②日付又は金額に係る記録項目は、その範囲を指定して条件を設定することができる。 ☐ ③二以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができる。 ☐ ダウンロードの求めに応じることができるようにしている。（左記の場合には、上記②③の要件は不要）	